検査設備明細書

対象容器：超低温容器（容器則第３３条第２号）

1. 気密試験のための設備（告示第３１条第２項第１号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　備 | メーカー | 型式 | 数 | 備　考 |
| 圧力計（検査を行う容器の耐圧試験圧力の１．５倍以上３倍以下の最高目盛のあるものであって、JIS B7505-1（2007）アネロイド型圧力計－第１部：ブルドン管圧力計に適合しているもの） |  |  |  |  |

1. 断熱性能試験のための設備（以下のいずれかのうち、該当するものを記入する。）

（告示第３１条第２項第２号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　備 | メーカー | 型式 | 数 | 備　考 |
| 重さ計（試験用ガスを充塡した容器の質量を測定でき、かつ、２４時間の当該ガスの気化量を測定できるもの） |  |  |  |  |
| 流量計（単位時間当りの当該ガスの気化量を測定できるもの） |  |  |  |  |